

Title	十一世紀ビザンツ帝国におけるイエの成長と国家構造の転換：皇帝・官僚の苗字使用を手がかりに
Author	井上, 浩一
Citation	人文研究. 53 卷 2 号, p.33-54.
Issue Date	2001-12
ISSN	0491-3329
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学大学院文学研究科
Description	飯田収治名誉教授退任記念号

Placed on: Osaka City University Repository

十一世紀ビザンツ帝国におけるイエの成長と国家構造の転換

——皇帝・官僚の苗字使用を手がかりに——

井上 浩 一

はじめに

一〇五七年のイサキオス・コムネノスの反乱は、多数の貴族が参加し、皇帝ミカエル六世を失脚させて、自分たちの代表者を帝位に就けたという点で、ビザンツ政治上の画期的な事件であった。筆者は先にこの反乱について考察し、反乱を成功させた要因は、各貴族が地方に有していたイエ——一族郎党・館・所領といったヒトとモノをまとめて同時代人はオイコス（家）呼んでいる——にあったことを明らかにした。そのようなイエの成長はビザンツ国家の構造にどのような変化を与えたのであろうか。本来、ビザンツ国家は「すべての人間は皇帝の奴隷」という言葉に象徴される一君万民の専制国家であり、イエといった中間団体を含まない、ないしは排除する構造をもっていた。十一世紀のビザンツ帝国において繰り返された貴族の反乱は、このような皇帝専制体制に対するイエを基盤とした抵抗であったが、果たし

てビザンツ国家の構造は、イエを含みこむようなものへと転換したのか。この問題を、イエの表象としての苗字を手がかりに考察することが、本稿の課題である。

1. ビザンツ帝国における苗字の出現と普及——年代記と印章——

古代ローマ人の三名法(*tria nomina*) (個人名 *praenomen* + 氏族名 *nomen* + 家名 *co(n)omen*) は四世紀には廃れ、人々は個人名 || 名前のみで呼ばれるようになった。この現象はローマ世界の東西に共通しており、ゲルマン人・ギリシア人の命名法の影響とされている。それに加えて国家・社会のキリスト化も大いに与っていたと思われる。すなわち、人々は洗礼名で呼ばれるようになったのである。ユスティニアヌス一世時代(五二七～六五年)のプロコピオス『秘史』は、個人を名前のみで呼んでおり、ヨハネスのようによくある名前の人物については、父の名、官職、あだ名などによって区別している。

人々が苗字をもたないという状態は、七世紀以降のいわゆる中期ビザンツ時代に入っても続いた。旧ソ連のカジュダンの算定によれば、九世紀初めに編纂された『テオフィアネス年代記』（対象年代二八四〜八一三年）の七二七年以降の条の登場人物一一九名のうち、苗字を記されているのは二二名のみである。しかもその苗字の多くは「〜と呼ばれる」とか「〜という名の」と表現されており、同一の苗字を名乗っているのも一組二名だけであるから、むしろ渾名に近いものといえよう。

ビザンツ帝国において苗字がいつ出現し、どのように普及するのかわ、連続的な考察が可能な年代記史料を手がかりに概観しておこう。九世紀のビザンツ人はなお苗字をもたない者が多かったようである。十世紀半ば編纂のゲネシオス『皇帝伝』（対象年代八二二〜八八六年）でも苗字を記されている者はごく少数である。しかし、同じく十世紀半ばに編纂された『シメオン・ロゴテース年代記』（対象年代、天地創造〜九四八年）を細かく検討すると、レオン五世からテオフィロスにかけての時代（八一三〜四二年）とバシレイオス一世およびレオン六世時代（八六七〜九二二年）の記事には、苗字への言及と、いふ点で相違がみられる。九世紀前半の記事には苗字がほとんど記されていないのに対して、世紀後半以降には苗字で呼ばれる人物が増えてくるのである。しかもそこにみられる苗字は代々受け継がれてゆくものが多い。同年代記の編纂過程の研究によると、両時期の記事はそれぞれ別の原年代記に拠っているので、この相違は両時期における苗字

の使われ方を反映しているものと思われる。それゆえ、ビザンツ帝国において苗字が使われ始めるのは九世紀の後半と考えてよいだろう。

そのうち苗字はゆっくりではあるが着実に普及していった。十世紀後半に書かれたレオン・ディアコノス『歴史』（対象年代九五九〜七六六）では、苗字を持つ人物はまだ半数をやや下回っているが、十一世紀後半のミカエル・プセルロス『年代記』（対象年代九七六〜一〇七八年）やアタレイアテス『歴史』（対象年代一〇三四〜一〇八〇年）ではほぼ半数となる。十二世紀半ばのアンナ・コムネナ『アレクシオス一世伝』（対象年代一〇六九〜一一一八）では半数をかなり越え、十三世紀初のニケタス・コニアテス『歴史』（対象年代一一一八〜一二〇四）になると大部分の人物が苗字で呼ばれている。

もちろん、人物に言及する際に苗字を挙げるか否かは、年代記・歴史書ごとに差異もあると思われる。そこで、九世紀から十一世紀前半までの歴史をまとめたスキュリツェス『年代記』（対象年代八一〜一〇五七年）を取り上げ、冒頭部分（八一〜四二年）と末尾部分（一〇三四〜五六年）を比較してみた。前者では苗字を言及されている人物二一名、言及されていない人物六九名に対して、後者ではそれぞれ九五名、六六名となる。やはり九世紀前半には苗字はほとんどみられず、十一世紀にはかなり普及していたことが確認できる。

苗字の出現と普及は何を語っているのであろうか。苗字が存在しなかった八〜九世紀には、個人は爵位や官職で呼ばれることが多かった。当時のビザンツ人たちは、皇帝との関係に自己のアイデンティティを

表1 印章にみる苗字

年 代	Schlumberger編印章史料集		バチカン所蔵印章	
	苗字のある印章	苗字のない印章	苗字のある印章	苗字のない印章
8-9世紀	9	125	1	24
10世紀	18	50	—	13
10-11世紀	19	65	1	5
12世紀	165	122	33	15

※Kazhdan, "Aristokratizatsij," p.53による。

求めていたのである。これに対して、十世紀以降の年代記が個人名に苗字が添えている場合、同名の人物を区別する必要に加えて、家系への意識が読み取れる。たとえばレオン・ディアコノスの『歴史』が三代代にわたるフォークス家五人の活躍ぶりを伝える時、フォークスという苗字は武勇の家系という意味合いを帯びている。苗字の普及と平行して、年代記には家系や血縁関係への言及も増え、皇帝一族以外にもいくつかの家系の系図が作成可能となる。マルク・ブロックが「貴族について語る」とは、系図について語ることである」といったように、苗字の出現と普及は世襲門閥貴族の台頭を示しているのである。その意味からもこれらの苗字の語源の分析は、貴族家系の形成過程を示唆するものとして興味深い¹⁰が、残念ながら本稿では割愛せざるを得ない¹¹。

苗字の出現と普及の様子は、年代記と並んで量的に恵まれている印章史料からも確かめられる。表1は、印章にどの程度苗字が刻まれているかを、時代ごとに数えたカジュダン作成のものである¹¹。やはり時代とともに苗字のある印章が増えている。しかしながら、より細かく検討すると、年代記と印章では苗字の出現・普及に時間差があることがわかる。すなわち先にも述べたように、年代記によれば、ビザンツ人は九世紀後半から苗字を用いるようになり、十・十一世紀には約半数の人物が、十二世紀は大多数の人物が苗字で呼ばれていたのに対して、苗字のある印章は十・十一世紀にはまだ少数であり、十二世紀になって急激に増加し、年代記の示す比率にほぼ追いつく。この時間的なずれ、より正確には十・十一世紀の印章における苗字の少なさは、印章の年代がはっきりしないことも一因であろう。カジュダンの表1自体、あいまいな時代区分である。印章の年代比定は議論の分かれるところで、最近でもイギリスのステイブンスンが新たな説を唱えた¹²。カジュダンの論文以降、整理・刊行が進んだ新資料をふまえて、ステイブンスンは、印章に苗字を入れたのは十世紀末の反乱時の地方貴族が最初であり、それ以前のものとしてされている苗字入りの印章は年代比定が誤っていたという。確かに、文書に添付されたまま伝来しているため年代を確定できる印章で、苗字のある最古のものは一〇〇〇年の「グレゴリオス・タルカネイオテス」の印章である¹³。もしもステイブンスンの新説が正しいとすれば、年代記と印章における相違はさらに大きくなる。十世紀には苗字がかなり普及していたにもかかわらず、

印章には苗字はまったく刻まれなかったということになるからである。残念ながら、印章の年代比定は筆者のよくするところではないので、ステイーブンスン説の当否については判断を保留せざるをえない。しかしカジュダンの表だけでも、年代記と印章では苗字の現れ方に時間差があることは確かであろう。

この相違は何に由来するのであろうか。印章の年代比定の誤りの他に、印章はスペースが限られるので苗字を省略した、守護聖人を刻むので同名の人物を苗字で区別する必要が少ない、あるいは、年代記には支配層の最上層の人物が登場するのに対して、印章は苗字をもたないような中・下級の官僚のものも多数残っている、などの理由が考えられる。しかしながら、これらの理由だけでは、ある一定の時期になって印章に苗字が刻まれることは説明できない。筆者はなによりも両資料の性格の相違に注目すべきだと考える。ビザンツの年代記は、中国の正史とは異なり、私的な著作である。これに対して官位保有者の判である印章は、確かに私文書に付されることもあるとはいえ、基本的には公的なものであった。私的な場では苗字を使っても、国家レヴェルではある時期まで用いなかったことが、年代記と印章におけるずれの原因ではないかだろうか。公私の区別という点で示唆に富むのは、最初の確実な苗字入りの印章が十世紀末の反乱貴族のものであった、というステイーブンスンの指摘である。彼自身は、反乱貴族の苗字使用を、敵味方に分かれた有力貴族がともにバルダスという名前であったので、区別するためであったとするが、筆者は、苗字の使用に

政治的な意味があったのではないかと推定する。すなわち、年代記における苗字の普及がイエの形成過程を示しているとすれば、印章に刻まれる苗字は、イエという組織ないし原理が国家に持ち込まれることを語っているのではないだろうか。

だとすれば、印章における苗字の出現は、ビザンツ帝国における国家とイエのありかたの大きな転換を示すものと考えられる。この仮説を検討する前提として、苗字が印章に刻まれるのは、つまり公的に広く使われるようになるのはいつかを明らかにしなければならない。残念ながら、年代比定の難しい印章史料からは、この転換——中間団体としてのイエの確立、「一君万民」体制の解体——の時期は、大雑把に十一〜十二世紀としか特定できない。そこで次章では、同じく公的な性格を持ち、年代の確定の容易な行政文書の署名を手がかりに、官僚・爵位保有者の苗字使用についてももう少し細かく検討したい。

2、文書資料にみる官僚の苗字使用——アトス山修道院文書——

文書史料は確かに年代決定が容易であり、かつスペースの制約で苗字を省略することもない。しかしながら、印章に比べて残りにくく、現存数が少ないうえ、現存しているものも原本ではなく写しが多いのが問題となる。写しの場合、署名などの形式部分は、本文ほど正確に転写されず、簡略化されたり、省かれることも少なくないからである。そこで本稿では、比較的多数の原文書を伝えているアトス山の修道院文書に考察を限ることにしたい。アトス山の各修道院の文書は、てい

表2 フトス修道院文書にみえる官僚の署名と印章

文書番号	原本様式	年	署名		作成役人の署名	苗字	印章
			名	位			
① L.4	紛失	922? (952)	サモナス	スバタロカンテイダ トス	アセクレテス、テサロニケの判事	—	名前 文章 60
② L.1		927	サモナス	皇帝のフロートスバ タリオス	アセクレテス、テサロニケの判事	—	名前 文章 61
③ L.2	写真	941	トマス	皇帝のフロートスバ タリオス	アセクレテス、ストリュモソとテサロニケの査定官	—	名前 文章 63
④ L.3	紛失	941	トマス	皇帝のフロートスバ タリオス	アセクレテス、ストリュモソとテサロニケの査定官	—	名前 文章
⑤ Pr.6		943	カタカロソ	皇帝のフロートスバ タリオス	テサロニケのストラテゴス	—	名前 (名前) 65
			グレゴリオス	—	テサロニケ大主教	—	名前 66
⑥ L.6	Sig.	974?	ソエトス	皇帝のフロートスバ タリオス	エビ・トーン・オイケイアコン、(テマ判事)	—	名前 67
			シメオソ	フロートスバタリオ ス	テサロニケとストリュモソのエク・アロソラー	—	無名
⑦ L.2	Sig.	975	テオドロス	フロートスバタリオ ス	エビ・トラー・マグラビチャー、(エク・アロソラー)	クラブーン	姓名 文章 71
⑧ L.11	紛失	994	レオン	パトリキオス	ゲニコス・ロコテニス	—	名前 記名
⑨ L.8	Sig.	995	ヨハネス	—	ドサークス (デルメニアコン、ラーケラリオン、テサロ ニケの)	カルボス	名前 記名
⑩ L.9		995	ニコラオス	フロートスバタリオ ス	ストリュモソとテサロニケの判事	—	名前 文章 72
⑪ L.10		996	ニコラオス	フロートスバタリオ ス	ストリュモソ、テサロニケ、ブルータビテイアの判事	—	名前 文章
⑫ Do.1		1037	コンスタンテイ ノス	スバタロカンテイダ トス	アセクレテス、エフオロスの皇帝書記、ボレロン、スト リュモソ、テサロニケの判事	カマテロス	姓名 記名 83
⑬ (L.27)		1042	ヨハネス	スバタロカンテイダ トス	ボレロン、ストリュモソ、テサロニケの判事	—	名前 85
⑭ Pa.3		1044?	ヨハネス	—	アセクレテス、皇帝の書記。ボレロン、ストリュモソ、 テサロニケのテナグララフエウス。アホ・エイデイコーソ (ボレロン、ストリュモソ、テサロニケの) 判事 (、ア ナグララフエウス)	—	名前 記名
⑮ L.29		1047	アンドロニコ ス	フロートスバタリオ ス	—	—	名前 記名

16	L.30		11.c. 後半	グレゴリオス	ヌパタロカンチイダ トス	ゲニター・ロゴテトウアー、西方のアルタラ（国庫？）の 文書官	カルターツェ ス	姓名 記名	姓名
17	L.31		1056	レオーン	ヒュバトス	ペーロン、ホレロン、ストリュモエン、テサロニケの判事	—	名前 記名	—
18	L.32		1059 (1074)	レオーン	バトリキオス、アン チュバトス	ペーロンの判事、皇帝の書記、西方のアナクラフェウス	—	名前 記名	—
19	L.33		1061	ニケフオロス	フロエドロス	テサロニケのドゥークス	ボタネイア テス	姓名 記名	—
20	L.34		1062	ニケフオロス	フロエドロス	テサロニケのドゥークス	ボタネイア テス	姓名 記名	—
20	L.34		1062	ニコラオス	ヒュバトス	競馬場とペーロン、ホレロン、ストリュモエン、テサロニ ケの判事	セルフリア ス	姓名 記名	—
20	L.35		1062	ニケフオロス	フロエドロス	テサロニケのドゥークス	ボタネイア テス	姓名 記名	姓名 91
20	L.35		1062	ニコラオス	ヒュバトス	競馬場とペーロン、ホレロン、ストリュモエン、テサロニ ケの判事	セルフリア ス	姓名 記名	—
22	L.36		1062	テオドロス	フロエドロス	テサロニケとセレスのドゥークス	ダラセニス	姓名 記名	姓名 92
23	L.37		1063	テオドロス	フロエドロス	テサロニケとセレスのドゥークス	ダラセニス	姓名 記名	姓名 92?
24	E.4	原本?	1078	ニコラオス	(アロートスバタリ オス)	(ペーロン、ホレロン・ストリュモエン・テサロニケの判 事クリストフオロス・L……の「人」)	—	名前 文章	—
25	L.39	写真	1079	ヨハネス	ベステース	オイケイアコン局の皇帝書記、スモレナノストラテーゴ ス、テサロニケとセレスのアナクラフェウス	カタフロー ロン	姓名 記名	—
26	L.47	紛失	1085	クレゴラス	—	判事、皇帝の書記	クセリテス	姓名 記名	姓名?
27	Do.2	正写	1089?	(ニケタス)	—	ホレロンの判事、アナクラフェウス	クシファイ リス	姓名 記名	—
28	L.45		1090- 1094	ミカエル	ベステース	オイケイアコンの皇帝書記、クセロス（下欄参照）の 「人」	—	名前 文章	—
29	E.5		1095	グレゴリオス	(修道士、もともと 高貴なる)	ホレロン、ストリュモエン、テサロニケのデイカイオビュ ラクス、アナクラフェウス	クセロス	姓名 記名	姓名 104
29	E.5		1095	エウテュミオ ス、	アロートターロパ テース	ペーロンの判事、(ホレロン・ストリュモエン・テサロ ニケの) フライトル、アナクラフェウス	—	名前 記名	—
30	L.48		1098- 1103	ニケタス	マギストロス	ペーロンの判事、西方のゲニコソンの文書官	アンサス	姓名 記名	—

原本欄、注記なき文書は原本。様式欄、Sig. はシギリオン様式。印章欄の番号は註13、Oikonomidesの印章番号。

ねいな校訂が施され、写真版を添えて順次刊行されている。同文書集に収録されている一一〇〇年以前の官僚文書で、原文書および原文書に準じる正確な写しを列挙したのが表2である。

表2の分析に先だって、署名の形式について説明しておこう。官僚が作成する行政文書には目的に応じてさまざまな種類があったが、その様式研究はまだ進んでいない。管見によれば、署名の標準的な形式は、本文末尾に「何年何月に署名と印章によって確認する」という文言が記され、そのあとに作成官の署名があつて、印章が文書に紐でぶら下げられる、というものである。ただし、印章と文書がそろって伝来している例はさほど多くない。文書末尾の文言・署名・印章の典型的な例を挙げておく（括弧内は井上の説明）。

A、ラウラ修道院第四号文書（表2①）、以下引用文書は表2の番号を付す）、九三二年？九月、三〇〇三三行目¹⁴

「よって、吟味ののち自筆の署名と鉛の印章でもって担当官が確認した。十一インディクティオの年九月。

サモナス（名前）、スパタロカンディダトス（爵位）、アセクレテス、テサロニケの判事（以上官職）が査定を確認し、自筆で署名した。」

印章：表「汝の下僕に救いを与え給え」裏「サモナス、スパタロカンディダトス、アセクレテス、テサロニケの判事に」

B、同第三九号文書（⑤）、一〇七九年七月、八〇九行目¹⁵

「作成ののち署名がなされ印章を付して、世界暦六五八七年、

インディクティオ二年七月に交付された。

ヨハネス（名前）、ベステース（爵位）、オイケイアコーン局の皇帝の書記官、スモレナおよびテサロニケとセレスの新管区
のストラテীগロス、アナグラフェウス（以上官職）、カタフロー

ロン（苗字）」

印章：伝来せず。

苗字に注目すると、末尾の署名形式は、その有無によって二類型に分けることができる。ひとつは、上記Aのように作成官の名前と爵位・官職のみで、苗字は記されていないものである。他はBのように署名の最後に苗字が記されるものである。前者を名前型、後者を姓名型と呼んでおく。また、署名の文体には、Aのように「誰々が署名した」という文章になっているものと、名前なしの姓名だけのもの（B）の二通りが見られる。それぞれ文章形式と記名形式と呼んでおこう。全体の傾向としては名前型は文章形式と、姓名型は記名形式と親和性があるようである。

表2の類型欄をみると、年代記では苗字が徐々に普及していったのと対照的に、官僚の署名は名前型から姓名型へ急激に変化したことが確認できる。十世紀の文書には、⑦⑧の2例を除いて、署名に苗字はみられない（この二通については補論参照）のに対して、十一世紀の後半には逆に苗字を記さない署名はわずかとなる。十一世紀前半の文書が少ないため転換の時期の特定は難しいが、ほぼ十一世紀の半ばと考えられる。

これほどはっきりとした変化は苗字の普及だけでは説明できないであろう。また、十世紀には苗字を持たないような階層（含む宦官）から官僚が出ており、十一世紀後半には貴族から出るようになったという解釈も、ある程度はそのような傾向があったと思われるが——⑱⑲のボタネイアテス、⑳㉑のガラセノスは有力貴族——、十一世紀後半においても⑳のカルクーツェスをはじめ中下層出身と思われる者も少なくなく、今ひとつ説得力に乏しい。

この問題を考える上で注目すべきは、名前しか記していない官僚のなかに、苗字をもっている者が存在することである。プロータトン修道院第六号文書（⑤）の本文中に、文書③④の作成者である査定官トマスへの言及があるが、そこでは「トマス、皇帝のプロータスパタリオス、査定官、モロークームーロス」と、苗字も添えられている。文書の本文で苗字が挙げられるのは、イヴェロン修道院第九号文書（⑩）の「コンスタンティノス、プロータスパタリオス、大カルテュラリオス、カラマロス」の場合も同じである。彼が署名した文書は伝来していないが、彼のものと思われる印章にはカラマロスという苗字はないので、署名には苗字を入れなかったと思われる。表2において、署名に苗字を記さなかったことが確認できる最後の例は、イヴェロン修道院第三二号文書（⑰、一〇五六年）の作成者レオン判事である。彼は末尾の署名でも本文でもレオンとだけ記している。ところが同第三七号文書（㉒）は第三二号文書に触れた際に、「当時（テオドラ時代一〇五五〜五六六年）の判事で、ヒュバトスのレオン・テュラカス」

と記している。すなわち、レオンはテュラカスという苗字をもっていたのである。この時期にレオンという名の判事が複数いたので、文書の本文は区別するために苗字を挙げたのである。これらの事例は、特定の役人に言及する場合には必要に応じて苗字を挙げるが、公式の署名には苗字を記さなかったことを示している。

十一世紀半ばのレオン・テュラカスまでの官僚が、署名や印章に苗字を入れなかったのは、スペースの制約のためではあるまい。文書には苗字を入れる余地があるし、印章でも十二世紀後半には苗字が入っているからである。彼らは苗字を伏せたと考えるべきであろう。同様の事例は古代中国においても知られている。古代中国においては、天子の前では臣下は姓を名乗らない、国家レヴェルでは姓は機能しないという原則があった。やはり、皇帝専制国家であったビザンツ帝国においても、「皇帝の奴隷」たる官僚は公的な場では苗字を名乗らなかったのではないだろうか。この点で、合わせて注目すべきは、署名の形式にみられたもうひとつの変化である。十世紀の文書では、署名者を主語とし、「 が確認し、（自筆で）署名した」という文章形式（A）をとっているが、十一世紀後半のものは名前や爵位のみを記す記名形式（B）である。署名における苗字の出現とほぼ平行して、文章形式から記名形式への転換がみられることは、苗字を記すことが文書様式の整備と関わる、国家レヴェルの問題であったことを窺わせる。

十一世紀後半の文書で署名に苗字がみられないのは三例のみである。そのうち、エスフィグメヌ修道院文書第五号（㉔）のエウテュミオス

は、一〇八六年の宗教会議の出席者リストにその名がみえる。そこではほとんどの人物が苗字を記されているなかで、彼はエウテュミオスと名前しか挙げられていないので、もともと苗字を持たなかったものと思われる。注目すべきは残りの二名(24、28)で、上席の官僚とともに署名したり、その命令で文書を作成したりしている彼らは、「人anthropos」と称している。「人」とは従者ないし下僕を指す言葉である。彼らの署名に苗字がないのは、上記のエウテュミオスのように、もともと苗字を持たなかったのかもしれない。しかし、彼らの署名が、この時期としては例外的に文章形式であることを考慮に入ると、彼らは苗字をもっていたが、名前型文章形式の署名をしていた十世紀の官僚たちと同じく、「奴隷」の身であったので伏せたと考えることができよう。

以上、本章では行政文書における官僚の署名について考察し、十一世紀の半ば過ぎに至って、苗字がいつきに出現・普及したことを確認した。確かに十世紀には苗字を持たない官僚＝爵位保有者がかなりおり、十一世紀後半にはその割合は少なくなつたであろう。しかし苗字そのものの普及だけでは、この急激な変化を説明することはできない。変化を急激なものにしたのは、十一世紀半ばまでは、官僚・爵位保有者はたとえ苗字をもっていないでも、文書の署名に苗字を記さないという慣例があり、この慣例が十一世紀半ば頃に廃れたためと考えるべきである。文書における官僚の苗字署名は政治的な意味合いをもつ行為であった。すなわち、「すべての人間は皇帝の奴隷」という専制国家の

理念が崩壊しつつあること、国家のなかでイエが一定の機能をもつようになったことの表現であつたと思われる。そこで、次章では苗字使用の問題を皇帝の側から検討したい。

(補論) 十世紀の姓名型署名(文書⑦⑨)

十世紀の文書の署名に苗字を入れているテオドロス・クラドン(7)とヨハネス・カルドス(9)は、いずれもかなりの有力者であつた。スキュリツェス『年代記』によれば、テオドロスの親族(祖先)と思われるレオン・クラドンは、コンスタンティノス七世に対する陰謀に加わっている。同じくスキュリツェスは、ヨハネス・カルドスはパトリキオスの称号をもち、ブルガリアとの戦争の指揮をとつたことを伝えている。彼らがみずからの苗字を誇り、あえて名乗ろうとした可能性は否定できない。しかし筆者は文書様式に注目し、この二通の文書の姓名型の署名は様式違反の結果生じたものと考えたい。二通はいずれもシギリオン様式である。シギリオン様式は皇帝文書にも用いられることがあり、役人文書のなかではもともと庄重な様式で、冒頭にシギリオンであることが明記され、作成者、宛所、日付が記される。文書末尾の署名・印章への言及は、他の様式とは少し異なる文言となる。一例を挙げる。

ラウラ修道院第六号文書(6、九七四年九月)、一三行目および二九三〇行目

「プロートスパタリオス、テサロニケとストリュモンのエクプロ

ソープリーのシュメオンによって作成され、アタナシオス師の大ラウラとその人々に、第三インディクティオの年十二月に与えられたシギリオン

……中略

よって我々は当シギリオンを我々の通例の印章でもって封印し、上記のインディクティオ・月に発給した。」

印章：無名印章（ただし本文書のものか疑問）

末尾の文言の通り、ラウラ修道院第六号文書には作成者への言及はあっても、厳密な意味での署名はない。問題の両文書も末尾には署名への言及はない。十世紀の例外的な姓名型署名は、本来、署名しない様式の文書になされた署名であった²⁰⁾。なお、⑦文書には印章が付されているが、やはりテオドロス・クラドシの名前はなく、守護聖人を刻んだ無名印章である。

3、皇帝の苗字使用——印章・貨幣・文書・年代記——

バシレイオス一世（在位八六七～八六年）にはじまり十一世紀半ばまで続いた王朝は苗字をもたず、開祖の出身地からマケドニア王朝と呼ばれている。しかしながら、このマケドニア王朝時代にも苗字をもつ人物が何人か帝位に就いている。表3にもあるように、十世紀には三代の篡奪皇帝が即位したし、一〇二八年に王朝の男系が絶えたのちは、帝位についた人物の多くは苗字を持つ貴族であった。以下、十十一世紀の有姓の皇帝たちが自分の苗字をどう扱ったのか、またどの

ように呼ばれたのか、時代を追って検討してみよう。なお、皇帝の場合は年代決定が容易なので、文書の署名に加えて、印章・金貨の銘文も考察の対象とする。

九世紀初めのミカエル一世ランガベを除くと、苗字が伝えられている最初の皇帝はロマノス一世レカベノス（ラカベノス、在位九二〇～四年）である。しかし彼はアルメニア出身の成り上がりと思われ、苗字を伝えているのは後世の再編年代記（『スキュリツェス年代記』『ゾナス年代記』）で、十世紀の史料にはレカベノスという苗字はみえない。皇帝自身もレカベノスとは名乗らなかったようで、印章にも金貨にも苗字は刻まれていない。原文書は伝来していないが、十二世紀の写しが伝来している九三四年八月付けの金印文書の署名は、「ロマノス、コンスタンティノス、ステファノス、コンスタンティノス、信仰深きローマ人の皇帝たち」となっている。ここに挙がっている共同皇帝の順序は、ラウラ修道院文書第二号、三号文書（原文書）の本文における皇帝への言及と同じであり、正確な転写と思われる。有名な九三四年の反有力者立法の写本表書きには「老ロマノス」とあり、「老」はのちのロマノス二世（在位九五九～六三年）等と区別するため書き加えられたものであろう。このことは原勅令にも苗字レカベノスはなかったことを示唆している。ロシアの『原初年代記』に引用されているビザンツール条約の署名にもロマノスとのみある。以上から、ロマノス一世がレカベノスという苗字であったことを同時代人はほとんど意識していなかったこと、本人も皇帝として正式に名乗る

表3 皇帝の苗字

在位	皇帝名		S k 年代記 一般	S k 年代記 在位	文書	印章	金貨	備考
	名前	苗字						
867-886	バシレイオス1世	—	—	—	—	—	—	マケドニア王朝開祖、トラキア(マケドニア)農民出身
886-912	レオン6世	—	—	—	—	—	—	「賢人」
912-913	アレクサンドロス	—	—	—	—	—	—	
913-959	コンスタンティノス7世	—	—	—	—	—	—	「ホルフアイロゲネトス(緋色の生まれ)」と呼ばれる。
920-944	ロマノス1世	ヒカペノス	○	×	×	×	×	10世紀の内外史料には苗字なし。「老」「大」ロマノス
959-963	ロマノス2世	—	—	—	—	—	—	
963-969	ニケフォロス2世	フォークス	○	×	×	×	×	文書署名の苗字フォークスは後世の付加
969-976	ヨハネス1世	ツイミステス	○	×	×	×	×	
976-1025	バシレイオス2世	—	—	—	—	—	—	「ホルフアイロゲネトス」と署名(ラウラ修道院第7号文書)
1025-1028	コンスタンティノス8世	—	—	—	—	—	—	同上
1028-1034	ロマノス3世	アルキュロス	○	×	—	×	×	聖ソフィア教会のモサイクには苗字なし
1034-1041	ミカエル4世	(パトラゴーン)	(×)	(×)	—	×	×	パトラゴーンは出身地
1041-1042	ミカエル5世	(カラフネテース)	?	(×)	—	—	—	カラフネテースは渾名
1042	ゾエとテオドラ	—	—	—	—	—	—	
1042-1055	コンスタンティノス9世	セノニコス	○	○	○	×	×	聖ソフィア教会のモサイク、銀貨に苗字
1055-1056	テオドラ	—	—	—	—	—	—	マケドニア王朝最後の皇帝(女帝)
1056-1057	ミカエル6世	(フリソガス)	×	×	×	×	×	苗字フリソガスは1年代記が伝えるのみ。
1057-1059	イサキオス1世	コムネノス	○	×	—	×	×	銀貨に苗字
1059-1066	コンスタンティノス10世	ドゥーカス	○	○	○	○	○	ドゥーカス家の直系ではない。
1066	(エウドキア)	(マクレンポリチイッサ)	—	—	—	—	—	
1067-1071	ロマノス4世	ディオゲネス	○	×	○?	×	×	印章・金貨には妃の名。マセルロスはディオゲネスと呼ぶ。
1071-1078	ミカエル7世	ドゥーカス	△	×	○	○	○	続ヌキュリツェス年代記以外はドゥーカスと呼ぶ。
1078-1081	ニケフォロス3世	ボタネイアテス	○	○	○	○	○	アタレイアテス『歴史』はボタネイアテスを強調
1081-1118	アレクシオス1世	コムネノス	—	—	○	○	○	
1118-1143	ヨハネス2世	コムネノス	—	—	○	○	○	聖ソフィア教会のモサイクに苗字と「ホルフアイロゲネトス」

S k 年代記=『ヌキュリツェス年代記』および『続ヌキュリツェス年代記』

時には苗字は用いなかったことが確認できる。

成り上がりであったとされるロマノス一世とは異なり、十世紀後半のふたりの篡奪皇帝、ニケフォロス二世（在位九六三～六九年）とヨハネス一世（在位九六九～七六年）は貴族の家柄であった。とくにニケフォロス二世はすでに九世紀の後半からその名が知られる名門フォークア家の人物である。上述のように、同時代史であるレオン・デアコノスの『歴史』は、武勇の名門フォークスを称えている。ところが、ニケフォロス二世自身は、皇帝としてはフォークスと名乗らなかったようである。これは続くヨハネス一世ツミスケスも同様で、両皇帝の印章・金貨には苗字は刻まれていない。印章や金貨は肖像によって皇帝が特定でき、またスペースの制約もあって、苗字を記さなかったとも考えられる。しかしスペースの制約がない文書の署名をみても、やはり苗字を名乗らなかったようである。確かにニケフォロス二世の金印文書の末尾署名には、「ニケフォロス、神キリストに信仰篤き皇帝、ローマ人のアウトクラトル、フォークス」とあるが、同文書はかなりのちの写しで、原文書には苗字はなかったものと思われる。なぜなら、原本が伝わっているラウラ修道院第六号文書（⑥、九七四年九月）は、ニケフォロス二世の金印文書に言及するに際して、「浄福の故人である主ニケフォロス皇帝の金印文書」とのみ述べ、苗字フォークスを挙げていないからである。皇帝ヨハネス一世の署名も「ヨハネス、神キリストに信仰深きローマ人の皇帝」とのみで、ツィミスケスという苗字はない。

より注目すべきは、年代記におけるニケフォロス二世への言及の仕方であろう。同時代の記録であるレオン・デアコノス『歴史』も、十一世紀の再編年代記である『スキュリツェス年代記』も、即位以前の將軍としての活動について述べる場合には、「フォークス」という苗字をしばしば挙げている。ところが、即位後は「皇帝」とのみ呼ぶか、特定したい場合には「ニケフォロス」と名前で呼ぶのがつねである。年代記におけるこのような使い分けは、続くヨハネス一世ツィミスケスについてもまったく同じである。皇帝については意識的に苗字で呼ぶことを避けたと思われる。かくして十世紀の三人の有姓の篡奪皇帝はいずれも、皇帝としては苗字を呼ばれることも、名乗ることもなかったと結論できる。

篡奪皇帝ヨハネス一世が死んだのち、帝位はマケドニア王朝の直系のバシレイオス二世（在位九七六～一〇二五年）、コンスタンティノス八世（在位一〇二五～二八年）に戻った。彼らはもともと苗字をもたなかったから、文書の署名も苗字の代わりに、皇帝の子供、王朝を示す「緋色の生まれのPorphyrogenetos」と記している。

コンスタンティノス八世の死（一〇二八年）によって、マケドニア王朝の男系は絶え、以降はその娘ゾエの夫・養子となった人物がいついで帝位に就いた。まず即位したのはロマノス三世アルギュロス（在位一〇二八～三四年）である。アルギュロス家もフォークス家同様、九世紀後半から高級軍事長官を輩出してきた名門貴族である。しかし、彼もまた皇帝としては苗字を名乗らなかった。印章・金貨には

苗字はみられない。ロマノス三世の文書は一通も現存していないが、皇帝自身がアルギュロスと称さなかったことは、聖ソフィア教会のモザイク壁画から窺うことができる。「コンスタンティノス九世とゾエのモザイク」として有名なこの壁画は、もともとはロマノス三世とゾエを描いたものであったとされる。その後、ゾエの再婚に伴って、皇帝の顔はミカエル四世（在位一〇三四～四一年）、コンスタンティノス九世（在位一〇四二～五五年）と作りかえられ、現在では皇帝名は「コンスタンティノス・モノマコス」となっている。文字の配置からみて、皇帝の名前はもともと「ロマノス」だけであったことは間違いない。ロマノス三世に関する年代記の記事は、プセルロス『年代記』もスキュリツェス『年代記』も、在位中の記事ではやはり皇帝とのみ呼ぶことが多く、ロマノスとは呼んでもアルギュロスという苗字を挙げることはない。

以上から、ロマノス三世もまた、ニケフォロス二世、ヨハネス一世と同じく、皇帝としては苗字では呼ばれず、自身も苗字を用いなかったと思われる。ロマノス三世のあとを継いだミカエル四世とその甥ミカエル五世（在位一〇四一～四二年）は成り上がりで、苗字をもたなかった。ミカエル四世はパフラゴン、同五世はカラファテースと呼ばれるが、出身地・職業にもとづくあだ名である。

皇帝と苗字の排他的な関係は、コンスタンティノス九世モノマコスから変化する。コンスタンティノス九世は、今も述べたように、聖ソフィア教会の壁画に「モノマコス」という苗字を入れた。画面が崩れ

るにもかかわらず、あえて苗字を入れた理由は、妃ゾエの父もコンスタンティノス（八世）であったためかもしれない。しかしながら、彼の家系の古さはプセルロス『年代記』でも強調されていることを考慮に入れると、苗字を挿入したのは単に個人の特定のためではないように思われる。

コンスタンティノス九世も伝統を踏襲して印章や金貨には苗字を刻んでいない。しかしながら、銀貨には苗字が確認できるし、治世末期のラウラ修道院第三一号文書に付された印章には、編者によると「モノマコス」の頭文字があると報告されている。写真版は不鮮明で筆者は確認できなかったが、同文書の署名は写真版でもはっきりとモノマコスと読み取れる。のちの写しではあるが、治世初期のプロータトン修道院第九号文書（一〇四六年）でも署名に苗字モノマコスが入っている。なおためらいがちであるが、コンスタンティノス九世は苗字を名乗ろうとしていたのである。

皇帝のこのような態度は年代記の表記にも反映している。スキュリツェス『年代記』は、在位中のコンスタンティノス九世を「モノマコス」と苗字で呼び始める。さらに注目すべきは、スキュリツェスに加えて、アトレイアテス『歴史』（対象年代一〇三四～七九／八〇年）やプセルロス『年代記』でも、「モノマコス皇帝」という表現をしていることである。確かに、このような表現は在位中の記事にはなく、死亡記事ないし死後の記事に限られるが、年代記において皇帝という言葉と特定の苗字とが結び付けられるのは、コンスタンティノス九世

が最初である。

皇帝が苗字を名乗る、苗字で呼ばれることは、コンスタンティノス九世のあと、いったん後退する。マケドニア王朝最後の女帝テオドラ（在位一〇五五〜五六六年）を継いだミカエル六世（在位一〇五六〜五七年）は、プリングスという苗字をもって来たようだが、文書の署名には苗字はないし、スキュリツェス以下の主要な年代記も苗字を挙げていない⁴⁴⁾。続くイサキオス一世コムネノス（在位一〇五七〜五九九年）が苗字を名乗ったかどうかは、皇帝文書が伝来していないので断定は難しい。金貨や印章には苗字は刻まれておらず、銀貨のみに苗字がみられる。イサキオス一世の即位からはじまる『続スキュリツェス年代記』は、同皇帝を決してコムネノスとは呼ばない。同年代記が参照したアトレイアテス『歴史』が、即位以前のイサキオスについてはコムネノスと呼ぶのに、在位記事では苗字を挙げていないのに従ったのであろう。

コンスタンティノス十世ドゥーカス（在位一〇五九〜六七年）のもとで、皇帝と苗字の関係は親和的なものになった。古銭学は、金貨に苗字を刻んだ最初の皇帝としてコンスタンティノス十世を挙げる。文書の署名に加えて、印章にも苗字が刻まれた。彼は苗字を挿入するスペースを確保するために、名前のコンスタンティノスの略称を、コンスタンティノス九世のように「Κωλοσταυροῦ」ではなく、「Κωλο」にしている⁴⁵⁾。意識して苗字を入れたということがよくわかる。

本人の意識とは裏腹に、コンスタンティノス十世の出自については

疑問が多く、十二世紀の歴史家ゾナラスは「彼は本当のドゥーカスではなく、女系の半分ドゥーカス」と述べている⁴⁶⁾。同時代史料であるスキュリツェス年代記も、コンスタンティノスとその弟のヨハネスを「東方のドゥーカス一族の出の」とあいまいに記すこともある。弟のヨハネスは「ドゥーケツェス」とも呼ばれている。逆にプセルロスはコンスタンティノス十世の祖先を十世紀の軍事貴族ドゥークス家に遡らせているが、同年代記のコンスタンティノス十世以降の部分は、ドゥーカス家への讃辞文的性格が濃く、皇帝自身がドゥーカスという苗字を強調したのに対応したものと思われる⁴⁷⁾。

コンスタンティノス十世が皇帝として苗字を強調したことについては、ステイーブンソンが当時の帝国内外の状況から説明しようとしている。前皇帝イサキオス一世のような軍事経歴を持たないコンスタンティノス十世は、帝国の対外関係が緊迫しつつあり、軍人皇帝が求められた状況において、十世紀の軍事貴族の栄光を帯びることで、みずからの帝位を安定させようとしたこと、さらには一族を皇帝権の基盤に据えようとしたことが指摘されている⁴⁸⁾。根津由喜夫氏も、コンスタンティノス十世の政策を皇帝権とイエとを結び付けようとしたものとみなし、「家産国家」という観点からその政権を理解している⁴⁹⁾。筆者も異論はないが、コンスタンティノス十世によって苗字が皇帝称号に組み込まれたのみならず、官僚の苗字使用もこの時期に一般化したことに注意しておきたい。皇帝のイエのみならず、イエの原理そのものが国家に組み込まれようとしていたのである。

これ以降の皇帝たちは、ロマノス四世ディオゲネス（在位一〇六八〜七一年）が、共同皇帝の名前を入れたためスペースがなかったのか、印章・金貨に苗字を刻まなかったのを除くと（銀貨にはディオゲネスの銘あり）、コンスタンティノス十世に倣って公式に苗字を称した。ミカエル七世（在位一〇七一〜七八）の文書には「ドゥーカス」の署名がみえ、金貨や印章にも苗字が刻まれている。アトレイアテス『歴史』はニケフォロス三世ボタネイアテス（在位一〇七八〜八一年）に献上されたのだが、献上の辞にも「皇帝ボタネイアテスに」とあるように、皇帝をボタネイアテスと苗字で呼ぶのが常である。その一方でアトレイアテスは、ニケフォロス三世によって帝位を追われたミカエル七世については、ドゥーカスという苗字をほとんど挙げていない。アトレイアテスにあっては苗字を記すことはその皇帝を称えることでもあったと思われる。十世紀の歴史家レオン・ディアコノスが、ニケフォロス二世フォークスの將軍としての武勇を称える際には苗字を記し、皇帝としては苗字の挙げなかったのと対照的である。

ニケフォロス三世のあと即位したアレクシオス一世コムネノス（在位一〇八一〜一一一八年）は、帝国の長い混乱に終止符を打ち、支配体制を安定させた。彼ももちろんコムネノスと名乗った。父アレクシオスから帝位を継いだヨハネス二世コムネノス（在位一一一八〜四三年）は、聖ソフィア教会に皇帝夫婦のモザイクを作らせた。現在も残っているそのモザイクには、コムネノスという苗字と「緋色の生まれ」という称号とが併記されている。ここにビザンツ国家は伝統的な皇帝

支配体制とイエの原理とを両立させたことが示されている。

4、十一世紀ビザンツ国家構造の転換——イエと国家——

以上の考察から、十世紀以降、貴族の成長とともに苗字が普及したものの、十一世紀半ばまでは官僚は署名に苗字を入れず、皇帝となった貴族も苗字を名乗らなかったこと、十一世紀半ば過ぎのコンスタンティノス十世時代になって、苗字が公に用いられるようになったことが確認できた。皇帝も苗字を用いるようになったことは、ビザンツ帝国の国家構造ないし理念の大きな転換を窺わせる。このことをふまえて最後に、イエと国家の関係について簡単な展望を試みたい。

十一世紀半ばという時点に注目すると、興味深いことに、貴族の所領に対する国家の政策にも、この頃大きな変化があったことに気づく。典型的なビザンツ専制皇帝であったバシレイオス二世の時代、さらに十一世紀の半ばまでは、貴族の土地の没収が繰り返された。ところが世紀後半になると、宦官のニケフォリツェスが実権を握っていた七〇年代の一時を除いて、貴族抑圧政策としての所領没収はほとんどみられなくなる。一〇五五年のテオドラ女帝によるブリュエンニオス家の所領没収、そして少し性格が異なるが、イサキオス一世による修道院領没収、貴族に下賜されていた国有地の回収のあと、一〇五九年に即位したコンスタンティノス十世は、イエの経済的な基盤としての貴族所領に対する政策を大きく転換したようである。苗字を全面的に名乗った最初の皇帝コンスタンティノス十世は、イエを尊重するこ

とを政治の基本方針に据えた皇帝でもあった。

コンスタンティノス十世ドゥーカスの即位の事情はいまひとつよくわかっていない。プリュエンニオス『歴史』によれば、病に罹ったイサキオス一世コムネノス（在位一〇五七―五九年）は弟ヨハネスに帝位を譲ろうとしたが、ヨハネスが辞退したため、帝位はドゥーカス家に移ったという。これに対して、プセルロス『年代記』やアトレイアテス『歴史』は、イサキオス一世は当初からドゥーカスに帝位を譲ろうとしたと述べている。十一世紀の政治史を軍事貴族と文官貴族の対抗を軸として捉えるオストロゴルスキーに代表される通説では、この帝位交代は軍事貴族に対する文官貴族の巻き返しとされてきた。これに対して近年では、一〇五七年の反乱の中核となったコムネノスドゥーカス同盟の枠内での、平和的な政権交代という解釈が有力となりつつある。ここで注目したいのは、この帝位交代に際してのコムネノス家の女性の発言である。プリュエンニオスによれば、ヨハネスの辞退を聞いたその妻アンナ・タラセナは、「（もし他人が帝位についたなら、その男は）自分の権力を固めようとして、私たち一族を根こそぎにするでしょう」と夫をなじったという。同様の発言を、プセルロスは、イサキオス一世の妃アイカテリナに語らせている。

コムネノス家の女性たちが心配していたような一族の取り潰し、所領没収などは行なわれなかった。コンスタンティノス十世は即位直後に、宮殿において施政方針演説を行ない、その内容を地方の判事にも手紙で伝えている。各年代記・手紙（案文？）は細部については相違

がみられるものの、内容的にはほぼ同じで、「正義」「公平」「寛大」「慈悲」といった皇帝の徳目を強調している。アトレイアテス『歴史』を引用しておこう。

「……コンスタンティノス・ドゥーカスは帝位に就くと、都の団体（商工業ギルド？）を集め、彼らに対して寛大さに満ちた言葉で演説をした。彼は言った『おお諸君、天上において支配なさる方は、朕を地上の民の皇帝となさり、何よりも大きな名譽に与らせ給うた。朕はそのお方との約束を違えることはなく、寛大で愛情深くあるだろう。若者にとっては父、同年輩の者には兄弟、老人には杖、また気持ちは子供となろう。諸君は朕のもとで栄えるであろう、予言は実現するであろう。』というのも、まことは地から萌え出いで、正義は天から注がれる。『詩篇』八五（八四）――（一二）からである。そして朕の治世には、溜息、悲嘆、不正な強奪によって破滅させられる者はひとりもないであろう。』こう言って彼は……」

プセルロス『年代記』は、演説は「元老院、当時たまたまいた軍人、文書や裁判の役人」に向かつてなされたという。アトレイアテスと矛盾するようだが、プセルロスも、演説終了後に恩賞をもらった人々として、手工業者も挙げており、両歴史家の関心の差であろう。地方判事宛て手紙も伝わっており、そこでは、前皇帝一族の同意を得て即位したこと、前皇帝イサキオス一世の妃アイカテリナも歡呼することも述べられている。コンスタンティノス十世がこのような演説を行なっ

たことは確かである。

新皇帝コンスタンティノス十世が、財産没収はしないと述べていることに筆者は注目したい。ここにみられる臣下の財産の保障は、十一世紀後半の歴史書において強調される皇帝の徳のひとつであった。たとえば、アタレイアテスの『歴史』はニケフォロス三世を称える際に、同皇帝の徳目のひとつとして「正義」を挙げているが、彼の説く「正義」とは、具体的には私有財産の尊重に他ならなかった。他の史料でも「節度」という徳目が、ほぼ同様の趣旨で強調されている。「節度」とは、厳しい徴税や経済統制、まして所領の没収はしないこととされ、皇帝はイエの経営を揺るがせるようなことはすべきでないとされてきたのである。

皇帝の徳目としての私有財産の尊重をやや異なる角度から示すものとして、一〇七九年一月に出されたニケフォロス三世の新法を取り上げてみたい。この法律は将来の皇帝たちに宛てたという特殊な形式が注目されているが、内容的も興味深いものがある。同勅令の写本は次のような要約を付けている。

「皇帝、主ニケフォロス・ボタネイアテスのクリュソプール。神の大教会（聖ソフィア教会）に納められ、一、肉体刑（＝死刑および重大な肉体刑）は「判決後」三〇日以内に執行されてはならない、二、皇帝たちの従者や近親は、皇帝が帝位を退いたのちに、その財産を失わない。それらは、少なくとも合理的なないし正当な理由がない限り没収されてはならない。三、時の総主教は四ヶ月ごとに

（皇帝に）追放された人のことを思い出させなければならない、これについて定めたもの。」

将来の皇帝たちに対して、前皇帝の一族・従者の財産を没収するなどと定めているのは、ニケフォロス三世の権力基盤が脆弱であったことを示すものであろう。また、将来の皇帝の対して定めるといふ行為には、皇帝は法に縛られないという専制皇帝理念との訣別が読み取れる。さらにそれらに加えて、筆者がとくに強調したいのは、貴族の財産はイエの保障を宣言していることである。帝位が替わろうと貴族の財産は保障される、保障するのが皇帝の責務である、と。実際、一〇七八年にブリュエンニオス家の反乱を鎮圧したあと、ニケフォロス三世は同家に大赦を与え、その財産を保証していた。

国家とイエ、皇帝と貴族の関係の大きな転換点はやはり一〇五七年の貴族反乱にあった、と筆者は考える。帝国政治にイエの原理を導入したコンスタンティノス十世ドゥーカスも、ニケフォロス三世ボタネイアテスも同反乱の主要な参加者であった。ブリュエンニオス家も同様である。反乱参加貴族たちは、皇帝打倒の誓約を交わす、対立皇帝を選出する、軍の陣立てを相談する、皇帝側との和平交渉に臨む、といった一連の行動のなかで、皇帝の新たな徳目、ないしは伝統的な徳目の解釈変えとして、自分たちの共通の利害——イエ——を尊重する、新しい皇帝のあり方を生み出していったのである。

もちろん伝統的な皇帝専制理念は強靱で、この転換は容易には完成されなかった。反乱に成功して即位したイサキオス一世は、伝統的な

皇帝専制政治に逆戻りし、その失敗を踏まえて即位したはずのコンスタンティノス十世も、結局は一族の利害を優先させようとした。高齢で子供のなかったニケフォロス三世は後継者問題で躓き、アレクシオス・コムネノスの反乱によって失脚する。しかしこの反乱によって即位したアレクシオス一世は、コンスタンティノス十世・ニケフォロス三世によって萌芽的に進められた政策を継承し、全面的に完成させた。アレクシオス一世の行なった爵位の大改革は、イエの原理が国家構造に組み入れられたことを示すものである。

おわりに——結論と課題——

紙幅も尽きたので、以上の考察を簡単にまとめ、今後の課題を提示することで本稿を終えたい。

年代記に比べて、印章における苗字の出現の遅れは、イエという中間団体を排除していたビザンツ専制国家の構造に由来するものであった。ところが、十一世紀半ば過ぎになると、皇帝や官僚が印章に苗字を刻む、すなわち公的に苗字を用い始めるようになった。それとほぼ同時に、貴族のイエに対する皇帝の政策にも転換の兆しがみられた。以上のことを確認して、十二世紀後半のビザンツ帝国は、「すべての人間は皇帝の奴隷」という言葉に示される専制国家から、イエという中間団体を含むものへと転換しつつあったことを本稿の結論としたい。

本稿は、国家レヴェルでのイエの承認という問題を扱ったため、考察を国家・皇帝と貴族・官僚の関係に限ったが、国家構造の転換を

生み出した前提条件として、貴族たちのあいだでの社会的結合あるいは相互の理解があったと、筆者は考える。すなわちイエが国家レヴェルで承認されるためには、各イエの主（＝貴族）の横のつながりが必要であったと思うのである。やはり貴族反乱の過程に垣間見ることのできる、この貴族たちの横のつながりこそが、アレクシオス一世コムネノスによって実現される貴族連合体制の原型であった。地方社会を出发点とし、次第に拡大されてゆく貴族たちのこの結びつきについては、別途に検討する予定である。

註

- 1 K. Inoue, "The Rebellion of Isaakios Komnenos and the Provincial Aristocratic *Oikoi*," *Byzantinoslavica*, 54 (1983), pp.268-78. このうなイエの内部構造については、井上浩一「遺言状からみた十一世紀ビザンツ貴族のイエ」前川和也編『家族・世帯・家門』ミネルヴァ書房、一九九三年、九六～一二四ページ、において考察した。
- 2 ビザンツ帝国における苗字の出現については、E. Patlagean, "Les débuts d'une aristocratie byzantine et le témoignage de l'historiographie: système des noms et liens de parenté aux IX^e-X^e siècles," *The Byzantine Aristocracy, IX to XIII Centuries*, ed. M. Angold, London, 1984, pp.23-43.
- 3 A. P. Kazhdan, "Ob Aristokratizatsii Vizantijskogo Obščestva," *ZRVL*, 11 (1968), pp.47-53, p.52.

- 4 Jenkins, R. J. H., "Chronological Accuracy of the "Logothete" for the Years A. D. 867-913." *Dumbarton Oaks Papers*, 19 (1965), pp.91-112; W. Treadgold, "The Chronological Accuracy of the *Chronicle* of Symeon Logothete for the Year 813-845." *DOP*, 33 (1979), pp.159-97. 井上浩一「ビザンツ年代記の編纂過程と史料的人格」『人文研究』、五〇巻第一一分冊、一九九八年、三三三〜三三七ページ。
- 5 ニケタス・コニアテス『歴史』についてカジュタンの研究による。Kazhdan, op. cit., p.52. その他は井上の算定。参考までに使用テキストと苗字の有無の概数を示しておく。ゲネシオス (Genesis, I; *Regum Libri Quattuor*, ed. A. Lesmüller-Werner, I. Thurn, Berlin, 1978.) では有一七名一〇五名、レホーン (*Leonis Diaconi Caloensis Historiae*, ed. C. B. Hase, Bonn, 1828.) 二六名一三一名、プセルロス (*Michele Psello, Impertori di Bizanzio (Cronografia)*, ed. S. Impelizzeri, 2 vols. Venezia, 1984.) 二八名一二五名、アタレイアテス (*Michael Attaleiates, Historia*, ed. I. Bekker, Bonn, 1853.) 二五名一三三名、アンナ・ロムネナ (Anne Commene, *Alexiade*, 4 vols, ed. B. Leib, P. Gautier, Paris, 1937-76.) 一〇四名一七七名、ニケタス・コニアテス、一〇五名一三三名。
- 6 Ioannes Schytlizes, *Synopsis historiarum*, ed. I. Thurn, Berlin, 1973. 同じ十一世紀のプセルロスやアタレイアテスに比べて苗字

を記す比率がやや高いが、恐らくは地方貴族に強い親近感をもってたスキュリツェスの特徴のゆえであろう。

- 7 テオファネス年代記の六〇二〜八一三年に現れるテオドロス名をもつ一九名のうち、苗字を持つのは三名。官職を挙げられているのは六名、爵位は五名である(重複を含む)。残りの多くは聖職者。なお、E. Palagean, op. cit., p.p.28も参照。
- 8 E. Palagean, op. cit., p.30.
- 9 マルク・ブロック『封建社会』堀米庸三監訳、岩波書店、一九九五年、三五四ページ。
- 10 いわゆるあた名その他、地名(村落、所領)を語源とする苗字、職業・官職名を語源とする苗字などが見られる。Kazhdan, *Sotsial'nyj sostav gospodstvujuščego klassa Vizantii XI-XII vv.*, Moscow, 1974, pp.185-96.
- 11 Kazhdan, "Aristokratizatsij", pp.52-53.
- 12 P. Stephenson, "A Development in Nomenclature on the Seals of the Byzantine Provincial Aristocracy in the Late Tenth Century." *REB*, 52 (1994), pp.187-211.
- 13 N. Oikonomides, *A Collection of Dated Byzantine Lead Seals*, Washington, D. C., 1986, n.73.
- 14 *Archiv de Iathos*, 20 vols., Paris, 1937-. イトキス島の聖モンネ修道院文書なども同様の刊行方針を採っているが、参考にとどめた。

- 15 皇帝文書の様式についてはF. Dölger, *Byzantinischen Urkundenlehre. I. Die Kaiserurkunden*, München, 1968, が詳しいが、官僚の文書については未だまった研究はなく、皇帝文書から推定する傾向が多い。
- 16 *Actes de Laura I.* (= *Archiv de l'Athos*, 5), ed., P. Lemerle et al., Paris, 1970, no.4.
- 17 *Ibid.*, no.39.
- 18 このタイプの署名については、Cheynet, C., "Du prénom au patronyme: les étrangers à Byzance (X^e - XII^e siècles)", *Studies in Byzantine Sigillography*, 1, Washington D. C., 1987, pp. 57-66.
- 19 Stephenson, op. cit., pp.203-205. は、十一世紀末において宮廷官の印章に苗字が増加する理由を、この時期に苗字をもつような貴族が宮廷官を占めるようになったためとする。
- 20 *Actes de Protaton* (= *Archiv de l'Athos*, 7), ed., D. Papa-chrysanthou, Paris, 1975, no.6, 16. Cf.p.200.
- 21 *Actes d'Iviron, I* (= *Archiv de l'Athos*, 14), ed., J. Lefort et al., Paris, 1985, no.9, 125. 印章はLaurent, *Le corpus des sceaux de l'Empire byzantin*, II, Paris, 1981, n.332.
- 22 署名は *Actes d'Iviron, II* (= *Archiv de l'Athos*, 16), ed., J. Lefort et al., Paris, 1990, no.31, 161. 本文言及は *Ibid.*, no.37, 16.
- 23 この時期にはレオンという名の判事が数名おり、人物比定が難しい。
- 24 *Actes d'Iviron II*, p.83 参照。
- 25 尾形勇「中国古代の「家」と国家」岩波書店、一九七九年、とくに第二章。
- 26 *Patrologiae cursus completus*, n.127, col.973.
- 27 Cheynet, J.-Cl., *Pouvoirs et contestations à Byzance (963-1210)*, Paris, 1990, pp.288-89.
- 28 この点、私文書の署名との比較が必要であるが、文書の悉皆調査はできなかった。比較的多く私文書を所蔵しているラウラ修道院文書のみに限った場合、一般人は苗字を用いる傾向があるように思われる。詳しい検討は今後の課題である。
- 29 レオン・クラドンについては、*Ioannes Schytlitzes*, p.239, エハネス・カルドスは *Ibid.*, pp.357, 359.
- 30 N. Oikonomides, "The Usual Lead Seal," *DOP*, 37 (1983), p. 147. 正しい文書を過渡的なものとしている。
- 31 *Ioannes Schytlitzes*, p.191, 204. *Zonaras, Epitome Historiarum*, III, ed., M. Pinder, 1897, p.419. は、ロマノスの父をテオフュラクトス・アバスタクトスと呼んでいる。
- 32 *Actes de Protaton*, no.3.
- 33 I. Zepos, P. Zepos, *Jus Graecoromanum*, 8 vols. Athens, 1931, vol. I, p.205.
- 34 『ロシア原初年代記』國本哲男他訳、名古屋大学出版会、一九八七年、五一ページ。なおこの部分が、条約の引用か、年代記の地の文か、写

- 本によって読み方が異なる。多くの写本に従って条約文の引用とみて
 せよ。
- 34 *Actes de Laura*, I, n. 5, 1.68.
- 35 *Ibid.*, n. 6, 1.11-12.
- 36 *Actes de Proton*, no.7, 1.162.
- 37 在位年間の記事で唯一苗字を挙げているのは *Ioannes Schylitzes*,
 p.267, 1.62. であるが、それも「フォーカスの即位までは」という表
 現である。
- 38 *Actes de Laura*, I, n.7, 1.70. (九七八年)
- 39 N. Oikonomides, "The Mosaic Panel of Constantine IX and
 Zoe in Saint Sophia," *REB*, 36 (1978), pp.219-32. をはじめとす
 る通説に従う。近年 N. Teteriatnikov, "Hagia Sophia: The Two
 Portraits of the Emperors with Moneybags as a Functional
 Setting," *Arte Medievale*, II serie, 10 (1996), pp.47-66. がキサ
 イク画の皇帝はもとまじカエル四世であったという新説を出してい
 るが、筆者にはその当否は判断しがたい。
- 40 スキュリツェスがアルキュロスという苗字を挙げるのは、即位以前の
 記事一箇所のみであり、プセルロスも、ロマノス三世即位記事とのち
 のロマノス四世（在位一〇六八〜七一年）の章で、「アルキュロスの息
 子」ないし「アルキュロス家の」と記しているだけである。Schylitzes,
 p.374, 1.23-24; *Psello*, I, p.70, II, 330. 後者は現皇帝ロマノス四世
 と区別するために挿入されたと思われる。
- 41 *Psello*, I, p.260, 262.
- 42 Zacos, G., *Byzantine Lead Seals*, 2 vols. Basel-Berne, 1972.
 84. 所収の印章には苗字はみられない。
- 43 *Catalogue of the Byzantine Coins in the Dunbarton Odes
 Collection and in the Whitmore Collection*, vol. 3, pt. 2, ed.,
 A. R. Bellinger and P. Grierson, Washington D. C., 1973, p.
 736.
- 44 *Actes de Proton*, no.9, 1.53.
- 45 *Die byzantinischen Kleinchroniken*, vol. I, ed., P. Schreiner,
 Wien, 1975, p.160. のまが「プリンガス」と呼ばれている。なほ「サハ
 ネント」の一年代記に *Brincas* と呼ばれている。
- 46 *Zacos, Byzantine Lead Seals*, vol. I, no.87-88.
- 47 *Zonaras*, III, pp.675-76.
- 48 同時代の記録として Schylitzes, p.483; *Attales*, p.56; *Psello*,
 II, p. 296. など。D. I. Polemis, *The Doukai: A Contribution
 to Byzantine Prosopography*, London, 1968, p.29, n.5. を参照
 せよ。
- 49 Stephenson, op. cit., p.205-8.
- 50 根津由喜夫「イサキオス一世とコンスタンティノス十世の治世をめぐ
 る」『史林』八〇巻第五号、一九九七年、一〜二七ページ。
- 51 *Engrapha Patmou*, vol. I, ed., E. Vranousi, Athens, 1980,
 no.1, 1.64.

- 52 ドゥーカス家と親しかった歴史家プセルロスの『年代記』は「皇帝のカエル・ドゥーカス」と記している。
- 53 根津前掲論文「二二二〜二五五ページ」。Angold, M., *The Byzantine Empire: 1025-1204*, 2nd. ed., London, 1997, pp.53-54. 参考を参照せよ。
- 54 *Nicephori Bryennii Historiarum Libri Quattuor*, ed., P. Gautier, Bruxelles, 1975, p.81.
- 55 *Psello*, II, p.282.
- 56 *Attales*, pp.70-71.
- 57 *Psello*, II, 304-306.
- 58 Gautier, P. "Basilikoi logoi inédits de Michel Psellos." *Siculorum Gymnasium*, 32-2 (1980), pp.717-771; G., Weiss, "Forschungen zu den noch nicht edierten Schriften des Michael Psellos." *Byzantina*, 4 (1972), pp.9-52. なお、自分に対しては「ローマ人の皇帝コンスタンティノス・ドゥーカス万歳!」と歓呼するよう命じられている(注釈した)。
- 59 A. Kazhdan, S. Franklin, *Studies on Byzantine Literature of the Eleventh and Twelfth Centuries*, Paris-Cambridge, 1984, pp.40-41.
- 60 *Jus Graecoromanum*, vol. I, p.283. 本文は同書二二二〜二八八ページにわたる長文である。Attales, pp.313-18にも詳しく伝えられている。この新法については *Regesten der Kaiserurkunden des oströmischen Reiches*, 2. Teil, ed., P. Wirth, München, 1995, no. 1047; Burgmann, L. "A Law for Emperors: Observations on a Chrysobull of Nikephoros III Botaneiates." Magdalino, P., ed., *New Constantine*, Aldershot, 1994, pp.247-57. 参照。
- 61 *Regesten* no.1036. トリコパネオス家の歴史については *Nicephori Bryennii Historiarum*, II-32. を参照せよ。
- 62 *Alexiade*, vol. I, pp.113-115.